



山形県公報

平成17年4月12日(火)
第1634号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正.....(環境保護課)...419

生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...420

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...同

生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....(同)...421

生活保護法による指定施術機関の指定.....(同)...同

生活保護法による指定施術機関の廃止の届出.....(同)...同

生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....(同)...422

応急入院指定病院の指定.....(障害福祉課)...同

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...423

野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要の公表.....(生産流通課)...同

土地改良区の役員の退任の届出.....(置賜総合支庁農村計画課)...424

土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...425

基本測量の実施の通知.....(管理課)...426

基本測量の終了の通知.....(同)...同

### 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

内水面漁業協同組合別水産動植物の増殖数量.....同

### 公 告

指定地方公共機関の指定.....(総合防災課)...429

一般競争入札の公告.....(情報企画課)...同

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第346号

昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

|   |           |   |   |   |   |
|---|-----------|---|---|---|---|
| 「 | 馬見ヶ崎川(全域) | A | イ | を | 」 |
|---|-----------|---|---|---|---|

|           |   |   |  |
|-----------|---|---|--|
| 丹生川(全域)   | A | イ |  |
| 村山野川(全域)  | A | 口 |  |
| 馬見ヶ崎川(全域) | A | イ |  |

に改める。

## 山形県告示第347号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地        | 指定年月日    |
|-------------------|-------------------|----------|
| 桜井歯科医院糠野目診療所      | 東置賜郡高畠町大字福沢81番地の2 | 平成17.2.1 |
| はなまる薬局            | 長井市小出3930番地の13    | 同 2.3    |
| イエロー・グリーン薬局北やまがた店 | 山形市肴町3番39号        | 同 2.14   |
| 小川クリニック           | 同 落合町528番地5       | 同 2.21   |
| 医療法人八木歯科医院        | 東置賜郡高畠町大字高畠1482番地 | 同 3.1    |
| エコー調剤薬局           | 山形市あこや町二丁目7番20号   | 同 3.3    |
| 公平歯科医院            | 西村山郡大江町左沢548番2号   | 同 3.9    |
| 調剤薬局ツルハドラッグ成沢店    | 山形市成沢西一丁目6番9号     | 同        |
| 奥山クリニック           | 村山市駅西19番15号       | 同 3.23   |

## 山形県告示第348号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地         | 廃止年月日      |
|----------------|--------------------|------------|
| 薬局NEXTサイヤス     | 鶴岡市大字大宝寺字余慶44番地の3  | 平成16.11.19 |
| 桜井歯科糠野目診療所     | 東置賜郡高畠町大字福沢81番地の2  | 同 11.30    |
| トラスト調剤薬局天童駅西店  | 天童市駅西三丁目1番10号      | 同 12.8     |
| ら・ふらんす調剤薬局 東根店 | 東根市中央四丁目3番10号      | 同 12.31    |
| 公平歯科医院         | 西村山郡大江町大字左沢548番地の2 | 平成17.1.15  |

|               |                   |   |      |
|---------------|-------------------|---|------|
| 奥山内科循環器科クリニック | 村山市駅西19番15号       | 同 | 1.31 |
| 筑田眼科医院        | 南陽市赤湯2973番地の1     | 同 | 2.1  |
| 八木歯科医院        | 東置賜郡高畠町大字高畠1482番地 | 同 | 2.28 |
| 五十嵐外科医院       | 山形市城北町一丁目23番16号   | 同 | 3.1  |

## 山形県告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条（第55条において準用する同法第50条）の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成17年4月12日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地   | 休止年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 豊浦クリニック   | 鶴岡市大字三瀬戊87番地 | 平成17. 1.11 |

## 山形県告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成17年4月12日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 指定施術機関の所在地           | 指定年月日      |
|-----------|----------------------|------------|
| おかべ接骨院    | 東田川郡藤島町大字上藤島字六所畑75番地 | 平成17. 3.29 |

## 山形県告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年4月12日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 指定施術機関の所在地      | 廃止年月日      |
|-----------|-----------------|------------|
| 野崎接骨院分院   | 最上郡金山町大字金山350番地 | 平成17. 3.12 |

## 山形県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成17年4月12日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称              | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地             | 指定年月日      |
|------------------------|---------------|------------------------|------------|
| 笑福ケアプラン                | 居宅介護支援        | 山形市大字漆山1698番地26        | 平成17. 2.23 |
| デイサービスセンター西目           | 通所介護          | 鶴岡市大字西目123番地8          | 同 3. 1     |
| 認知症高齢者グループホーム<br>なごみ   | 痴呆対応型共同生活介護   | 東田川郡羽黒町大字赤川字熊坂47番3     | 同 3. 3     |
| 岡崎医療株式会社               | 福祉用具貸与        | 山形市あこや町三丁目4番3号         | 同 3. 7     |
| 株式会社デイサービスセンター<br>ひまわり | 通所介護          | 東置賜郡高畠町大字上平柳2167番地     | 同 3.22     |
| ダスキントオール<br>庄内ステーション   | 福祉用具貸与        | 東田川郡三川町大字押切新田字前川原262番地 | 同 3.23     |
| のびのびケア竹とんぼ             | 訪問介護          | 東置賜郡高畠町大字入生田2068番地の1   | 同          |

## 山形県告示第353号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年4月12日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地       | 廃止年月日      |
|------------------|---------------|------------------|------------|
| 竹とんぼ「まったり」       | 通所介護          | 米沢市窪田町小瀬490番地の1号 | 平成16.12.30 |
| あすなる矢来デイサービスセンター | 同             | 同 矢来三丁目2番16号     | 同 12.31    |
| 七 福              | 同             | 新庄市堀端町8番地の14     | 平成17. 2.28 |

## 山形県告示第354号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成17年4月12日

山形県知事 齋藤 弘

| 名 称                 | 所 在 地          | 指 定 期 間                     |
|---------------------|----------------|-----------------------------|
| 医療法人二本松会<br>山形病院    | 山形市桜町2番75号     | 平成17年4月1日から<br>平成20年3月31日まで |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院 | 同 長町二丁目10番56号  | 同                           |
| 山形県立鶴岡病院            | 鶴岡市大字高坂字堰下28番地 | 同                           |
| 医療法人社団清明会<br>新庄明和病院 | 新庄市大字福田806番地   | 同                           |

|                   |                 |   |
|-------------------|-----------------|---|
| 医療法人二本松会<br>上山病院  | 上山市金谷字下河原1370番地 | 同 |
| 医療法人社団公德会<br>佐藤病院 | 南陽市柵塚948番地の1    | 同 |

## 山形県告示第355号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地               | 事業所の名称及び所在地                         | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------------|-------------------------------------|--------------|------------|
| 特定非営利活動法人<br>すぎのこハウス<br>新庄市十日町1400 - 4 | ディサービス<br>すぎのこハウス<br>新庄市十日町1400 - 4 | 知的障害者ディサービス  | 平成17. 3.25 |

## 山形県告示第356号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定により樹立した野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 野菜指定産地の名称並びに当該産地の指定野菜の名称、作付面積、生産数量及び出荷数量

| 野菜指定産地名    | 指定野菜の種類 | 作付面積         |              | 生産量         |             | 出荷数量        |             |
|------------|---------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|            |         | 現 状          | 平成20年における目標  | 現 状         | 平成20年における目標 | 現 状         | 平成20年における目標 |
| 尾花沢        | 夏秋きゅうり  | 11<br>ヘクタール  | 15<br>ヘクタール  | 335<br>トン   | 525<br>トン   | 232<br>トン   | 394<br>トン   |
| 山形         | 夏秋きゅうり  | 138<br>ヘクタール | 138<br>ヘクタール | 5,275<br>トン | 5,240<br>トン | 4,533<br>トン | 4,431<br>トン |
| 鶴岡         | 夏秋きゅうり  | 15<br>ヘクタール  | 16<br>ヘクタール  | 307<br>トン   | 460<br>トン   | 215<br>トン   | 240<br>トン   |
| 最上         | 夏秋きゅうり  | 36<br>ヘクタール  | 37<br>ヘクタール  | 1,232<br>トン | 1,342<br>トン | 911<br>トン   | 1,026<br>トン |
| 山形         | 冬春きゅうり  | 21<br>ヘクタール  | 21<br>ヘクタール  | 1,944<br>トン | 1,958<br>トン | 1,792<br>トン | 1,807<br>トン |
| 鶴岡         | 夏秋トマト   | 23<br>ヘクタール  | 25<br>ヘクタール  | 915<br>トン   | 1,000<br>トン | 786<br>トン   | 850<br>トン   |
| 山形         | 夏秋トマト   | 19<br>ヘクタール  | 19<br>ヘクタール  | 1,160<br>トン | 1,160<br>トン | 1,032<br>トン | 1,030<br>トン |
| さがえ<br>西村山 | 秋冬ねぎ    | 26<br>ヘクタール  | 29<br>ヘクタール  | 770<br>トン   | 805<br>トン   | 444<br>トン   | 682<br>トン   |
| 酒田         | 秋冬ねぎ    | 69<br>ヘクタール  | 73<br>ヘクタール  | 1,470<br>トン | 1,606<br>トン | 1,140<br>トン | 1,220<br>トン |

## 2 近代化施設導入計画

| 野菜指定産地名 | 導入最終年度 | 生産近代化施設    |
|---------|--------|------------|
| 最上      | 平成17年度 | 生産施設及び附帯施設 |

## 山形県告示第357号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、米沢平野土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所             |
|----------|-------------|-----------------|
| 理 事      | 戸 田 駒 次     | 川西町大字高山70番地の1   |
| 理 事      | 遠 藤 欣 男     | 米沢市大字李山753番地    |
| 理 事      | 安 部 藤 左 衛 門 | 高畠町大字竹森902番地の2  |
| 理 事      | 沖 田 和 雄     | 高畠町大字夏茂1065番地   |
| 理 事      | 須 貝 忠 夫     | 南陽市宮崎853番地      |
| 理 事      | 尾 形 正 志     | 米沢市窪田町藤泉1474番地  |
| 理 事      | 佐 藤 正 嘉     | 米沢市通町5丁目1番地12号  |
| 理 事      | 高 橋 吉 博     | 高畠町大字相森650番地の5  |
| 理 事      | 遠 藤 幸 一     | 米沢市大字木和田511番地   |
| 理 事      | 鈴 木 忠 雄     | 川西町大字堀金908番地の4  |
| 理 事      | 齋 藤 忠 一     | 米沢市広幡町小山田531番地  |
| 理 事      | 星 直 儀       | 高畠町大字馬頭817番地    |
| 理 事      | 鈴 木 吉 宏     | 高畠町大字亀岡3607番地の1 |
| 理 事      | 須 藤 文 二 郎   | 川西町大字吉田923番地    |
| 理 事      | 佐 貝 全 健     | 南陽市柵塚1511番地     |
| 理 事      | 鈴 木 昌 男     | 川西町大字尾長島3723番地  |
| 理 事      | 大 久 保 利 八 郎 | 米沢市塩井町塩野1721番地  |

|    |          |               |
|----|----------|---------------|
| 理事 | 伊藤 邦彦    | 南陽市梨郷886番地    |
| 監事 | 安部 喜一    | 高島町大字露藤2152番地 |
| 監事 | 高橋 健一    | 米沢市大字上新田163番地 |
| 監事 | 島 貫 徳右工門 | 川西町大字洲島448番地  |

## 山形県告示第358号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、米沢平野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所             |
|----------|-------------|-----------------|
| 理事       | 佐 貝 全 健     | 南陽市櫛塚1511番地     |
| 理事       | 鈴 木 昌 男     | 川西町大字尾長島3723番地  |
| 理事       | 大 久 保 利 八 郎 | 米沢市塩井町塩野1721番地  |
| 理事       | 鈴 木 吉 宏     | 高島町大字亀岡3607番地の1 |
| 理事       | 佐 藤 嘉 一 郎   | 高島町大字上和田477番地   |
| 理事       | 早 川 源 太 郎   | 高島町大字高島858番地    |
| 理事       | 長 谷 部 福 太 郎 | 米沢市六郷町西藤泉634番地  |
| 理事       | 安 部 輝 雄     | 米沢市大字李山8662番地   |
| 理事       | 安 部 慎 一 郎   | 米沢市窪田町窪田1526番地  |
| 理事       | 伊 藤 邦 彦     | 南陽市梨郷886番地      |
| 理事       | 伊 藤 孝 右 衛 門 | 川西町大字吉田2794番地   |
| 理事       | 高 橋 善 一     | 川西町大字時田847番地の1  |
| 理事       | 小 林 昇       | 高島町大字竹森4314番地   |
| 理事       | 須 貝 忠 夫     | 南陽市宮崎853番地      |
| 理事       | 我 妻 武 宣     | 高島町大字福沢800番地    |
| 理事       | 鈴 木 忠 雄     | 川西町大字堀金908番地の4  |

|     |           |               |
|-----|-----------|---------------|
| 理 事 | 遠 藤 幸 一   | 米沢市大字木和田511番地 |
| 監 事 | 高 橋 健 一   | 米沢市大字上新田163番地 |
| 監 事 | 落 合 長 八 郎 | 南陽市宮崎342番地    |
| 監 事 | 戸 田 義 秀   | 川西町大字高山86番地   |

## 山形県告示第359号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施する地域  
県内全域
- 2 基本測量を実施する期間  
平成17年4月5日から平成18年3月24日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（1：25,000地形図修正測量）

## 山形県告示第360号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
県内全域
- 2 基本測量を実施した期間  
平成16年4月15日から平成17年3月25日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（1：25,000地形図修正測量）

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

## 山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成17年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成17年4月12日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設 楽 作 巳



## 公 告

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定地方公共機関の名称  
山形ガス株式会社  
寒河江ガス株式会社  
新庄都市ガス株式会社  
鶴岡ガス株式会社  
酒田天然瓦斯株式会社  
庄内中部ガス株式会社  
社団法人山形県エルピーガス協会  
山交バス株式会社  
庄内交通株式会社  
社団法人山形県バス協会  
第一貨物株式会社  
社団法人山形県トラック協会  
社団法人山形県医師会
- 2 指定年月日  
平成17年3月31日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、インターネット接続サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年4月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁15階 e-ラーニングルーム
  - (2) 日 時 平成17年4月25日(月) 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークに要するインターネット接続サービス 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成17年7月1日から平成18年6月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち9箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に規定する電気通信事業者であること。
  - (3) 当該サービスに関し、国の機関又は地方公共団体への納入実績があること。
  - (4) 当該サービスに関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

- (5) 8の(1)により提出された仕様書等により基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当  
電話番号 023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他  
(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)までに係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成17年4月20日(水)午後3時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。  
(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。  
(3) 契約書の作成において、契約額については各年度の負担額を記載する。  
(4) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。  
(5) 詳細については入札説明書による。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤                                  | 正                                                                                |
|------------|------------|-----|----|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 平成17. 4. 1 | 号外27号      | 1   | 15 | 「第4条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。」 | 「第2条の3第1項の表中「副所長(庄内地区水道事務所副所長に限る。)」を削る。<br><br>第4条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。」 |